

『相続贈与の税制改正 国税庁があらましを発表』

国税庁は先般、「相続税及び贈与税の税制改正のあらまし」を発表した。平成25年度税制改正により改正された相続税法及び租税特別措置法は、平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る税に適用される。ここでは主な改正点として、以下の内容を挙げている。

【相続税】 1. 遺産に係る基礎控除額を $(3,000万円 + 600万円 \times \text{法定相続人の数})$ に引下げ 2. 最高税率を55%へ引上げ 3. 未成年者控除を20歳までの1年につき10万円に、障害者控除を85歳までの1年につき10万円へ引き上げ 4. 小規模宅地等の特例の適用対象となる面積等の拡大/適用要件の緩和

【贈与税】 1. 相続時精算課税の適用対象者について贈与者を60歳以上に拡大、及び受贈者に贈与者の孫を追加 2. 最高税率を55%に引上げ/直系尊属から贈与を受けた場合の税率の緩和(特例税率)

あらましは7ページ構成で、相続税・贈与税ともにまず税のしくみを図示。相続税の項では小規模宅地等の特例について、贈与税の項では暦年課税の税額計算について、図や表を用いて特に詳しく解説している。相続税・贈与税共通として、事業承継税制において行われる適用要件の緩和や手続の簡素化などが一覧で掲載された。

『先端設備の投資減税は手続簡単 最新モデルの確認はメーカーが』

産業競争力強化法が平成26年1月20日から施行されたことを受け、税制上の特例措置の適用も開始された。なかでも注目されるのは生産性向上設備投資促進税制だ。一定規模以上の先端設備等を取得した場合には、平成28年3月末までの事業供用であれば即時償却又は5%の税額控除(建物・構築物は3%)の適用が可能。機械装置や建物、ソフトウェアなどが対象となるほか、エアコンや冷蔵庫、陳列棚などの器具備品も対象となる。製造業だけでなく非製造業まで幅広く使える税制となっている。対象となる“先端設備”だが、(1)最新モデル(2)生産性向上(年平均1%以上)、(3)最低取得価額以上の3つの要件を満たす必要がある。中小企業にとっては何となく敷居が高そうに見えるが、実際の手続きは簡単だ。事業者は機器メーカーに対して証明書の発行を依頼するだけ。最新モデルに該当するかどうかの手続きは、機器メーカーが各工業会に確認することになっている。事業者は取得した証明書を確定申告書等に添付すれば税制措置の適用ができるわけだ。また、最新モデルの先端設備だけでなく、生産ラインなどを改善する設備も対象となる。ただ、こちらは事業者が投資計画を策定するとともに税理士等に事前確認することが必要になっている。

